

議案第6号

訴訟の提起について（財政局関係）

次のとおり取立債権請求訴訟を提起する。

当事者及び事件名	事件概要
1 原告 大阪市 被告 有限会社アーリー ・プロモーション 2 大阪地方裁判所 取立債権請求事件	本市は、訴外人が市民税及び府民税金3,023,143円を滞納していることから、訴外人が被告に対して有する毎月の給料等の支払請求権について、地方税法に基づき差押えを行ったが、被告が当該支払請求権の取立てに応じないため、被告に対し、上記金員及びこれに対する延滞金相当額の金員の支払を求めるものである。

令和2年2月7日提出

大阪市長 松井一郎

説 明

取立債権請求訴訟を提起するため、この案を提出する次第である。